平成２７年（フ）第１３０号
山口県下関市豊北町大字粟野4110番地５
債務者　藤岡　明美
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
山口県下関市王喜本町６丁目９番９号
債務者　いづつ屋こと　岡田　則之
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
山口県下関市王喜本町６丁目９番９号
債務者　岡田　紀子
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２号
高知県室戸市室津1611番地５
債務者　田川　千春
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
宮崎市新城町21番地　第３新城荘201号
債務者　諏訪　晃一
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９号
鹿児島県霧島市牧園町上中津川960番地、前住所鹿児島県霧島市牧園町上中津川163番地
債務者　小濵由美子
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１１９５号
東京都北区赤羽西３丁目10―22―103
債務者　山本與志伸
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１９６号
東京都北区豊島５丁目５－９－711
債務者　林田　清太
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１９７号
東京都あきる野市山田580―１―101
債務者　土屋　智弘
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１９９号
東京都立川市高松町２丁目34―12
債務者　富田　英治
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２００号
東京都八王子市大塚48―１―203
債務者　竹ケ原俊介
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２２２号
東京都足立区江北７丁目12―８―402
債務者　駒崎　一雄
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２２６号
東京都大田区千鳥２丁目12―５―101
債務者　山本　春美
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２３１号
埼玉県所沢市松葉町20―８　ヴィラ所沢１Ｃ
債務者　浅利　友泰
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２３９号
東京都多摩市連光寺３丁目61―12
債務者　越間　昭子
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２４２号
東京都西東京市芝久保町３丁目５―39　むさし野ハイツＡ棟102号
債務者　真庄　拓也
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部